

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月 日
社会福祉法 人いこま福 祉会	生駒市壱分町三 五六―二	喫茶ゆうほ ー	生駒市西菜畑 町二二五〇	生活介護	平成二十 七年六月 一日
社会福祉法 人いこま福 祉会	生駒市壱分町三 五六―二	喫茶ゆうほ ー	生駒市谷田町 一六一五も やい館一階・ 二階	就労継続支 援（B型）	平成二十 七年六月 一日
合同会社 Y T	香芝市北今市一 一〇三―一	もーる事業 所	香芝市北今市 一〇三―一	就労移行支 援（一般型） 就労継続支 援（B型）	平成二十 七年六月 一日